

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第104号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改める。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項第21号中「生活困窮者自立支援法」を「社会福祉法第106条の6第1項及び生活困窮者自立支援法」に改める。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第12号中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同款第27号中「特定不妊治療」を「先進医療に位置付けられた不妊検査」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)